

群馬大学医学部インスティテューショナル・リサーチ室規程

平成29年12月19日制定

(設置)

第1条 医学部に、教育等に関する学内外の情報を収集・分析し、学部の教育活動改善の計画策定及び意思決定等について支援するため、群馬大学医学部インスティテューショナル・リサーチ室（以下「医学部IR室」という。）を置く。

(業務)

第2条 医学部IR室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) インスティテューショナル・リサーチ実施体制の整備及び教育情報等に関する企画立案
- (2) 教育情報等の各種資料・情報の収集、管理、分析及び提供
- (3) 医学部教務委員会・医学科カリキュラム検討委員会・医学科カリキュラム評価委員会等の計画策定・意思決定の促進及び支援
- (4) 学内の他のIR部門との連携
- (5) その他IRに関する必要な事項

(組織)

第3条 医学部IR室に、次の各号に掲げる構成員を置く。

- (1) 医学部IR室長（以下「室長」という。）
- (2) 医学部IR室副室長（以下「副室長」という。）
- (3) その他室長が必要と認める者

(室長)

第4条 室長は、医学部長をもって充て、医学部IR室を代表する。

2 室長は、医学部IR室の業務を掌理する。

(副室長)

第5条 副室長は、医学部の教員のうちから医学部長が指名する者をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるときはその職務を代行する。

(任期)

第6条 第3条第2号及び第3号の者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(医学部IR室会議)

第7条 第2条に掲げる業務を円滑に行うため、医学部IR室会議を置く。

2 医学部IR室会議の構成員は、第3条に掲げる者をもって充てる。

3 医学部IR室会議に議長を置き、室長をもって充てる。

4 議長は、医学部IR室会議を招集する。

5 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を医学部IR室会議に出席させることができる。

(事務)

第8条 医学部IR室の事務は、昭和地区事務部総務課、学務課の協力を得て、経営企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、医学部IR室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、医学部教授会の議を経て、医学部長が行う。

附 則

1 この規程は、平成29年12月19日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に選出される第3条第2号及び第3号の室員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

3 群馬大学医学系研究科附属IRセンター設置準備委員会要項は、廃止する。